# 吹田市立総合運動場管理業務仕様書

本書は、「吹田市立総合運動場指定管理者管理運営基準」第4に規定する施設の維持管理に関する業務基準を定めるものとし、各業務における仕様の詳細については次に挙げる業務の個別仕様書において規定するものとする。

なお、機器の入替え等により、指定管理の開始時点又は指定管理開始後において、個別仕様書と 異なる設備を管理する必要が生じる場合においても、指定管理者はこれを誠実に履行するものとす る。

# 目次

仕様書 I	グラウンド等整備保守業務仕様書
仕様書2	清掃業務仕様書 4
仕様書3	植栽管理業務仕様書 6
仕様書4	空調・衛生設備保守点検業務仕様書7
仕様書5	警備業務仕様書10
仕様書6	電光掲示板保守点検業務仕様書
仕様書7	消防用設備等保守点検業務仕様書14
仕様書8	非常用自家発電設備保守点検業務仕様書
仕様書9	自家用電気工作物保安管理業務仕様書 20
仕様書   0	昇降機保守点検業務仕様書24
仕様書	競技用照明設備保守点検業務仕様書25
仕様書Ⅰ2	競技用放送設備保守点検業務仕様書27
仕様書Ⅰ3	駐車場管制装置保守点検業務仕様書31
仕様書   4	構内電話交換設備保守点検業務仕様書 33
仕様書Ⅰ5	自動扉保守点検業務仕様書34
仕様書Ⅰ6	電動式シャッター保守点検業務仕様書35
仕様書Ⅰ7	スイーパー等点検整備業務仕様書39
仕様書Ⅰ8	トレーニング器具保守点検業務仕様書40
仕様書   9	受水槽清掃業務仕様書41
仕様書20	フロン排出抑制法に基づく簡易漏えい点検業務仕様書・42
仕様書2Ⅰ	廃棄物処理業務仕様書43
仕様書22	建築物·建築設備定期点検業務仕様書44
仕様書23	陸上競技用電子機器保守点検業務49

#### 仕様書 I

# グラウンド等整備保守業務仕様書

本業務は、吹田市立総合運動場(以下「総合運動場」という。)のグラウンド等整備保守 業務の実施に関して、当該業務を合理的かつ効率的に執行するため基本的な事項を定める。

#### l 概要

総合運動場整備保守業務従事者(以下「整備員」という。)は、常勤者 | 名で、使用者に対する必要最小限の管理上の指示及び日常整備保守業務に従事する。

なお、整備員はスポーツ施設管理士の資格を保有し総合運動場整備保守業務に関する現場責任者として各整備作業の指揮監督を行い、業務全体の完全遂行に責任を持つこと。

#### 2 業務内容

表 I 「整備保守作業基準」及び表 2 「整備保守作業回数等」にもとづき整備点検し、維持整備するよう努めること。

#### 3 その他

	日常整備	定期整備	特 別 整 備
	① トラック走路の表面水洗	① トラック走路の表面水洗い(部分)	① トラック走路の表面水洗
	い(部分)	② 大会後に助走路水洗い清掃	い(全周)
	② 表面の異常箇所点検(目	③ 表面の異常箇所点検(目視)走路	② 表面の異常箇所点検(目
トラ	視)走路1周・助走路	周・助走路	視)I周
ツ	③ 器具・備品の手入れ	④ 器具・備品は、各部を点検し必要に	③ 器具・備品は、各部を点
ク 面		応じ調整、注油等を行い、常に正常	検し必要に応じ調整、注
		かつ安全に操作ができるよう保守点	油等を行い、常に正常か
		検する	つ安全に操作ができるよ
			う保守点検する
	I)砂場・アウトフィ-ルド	I )砂場・アウトフィ-ルド整備	広場整備
	整備	① 砂の補充・整地(シート掛)	① 塩化カルシウムの散布
	① 砂の補充・整地(シート	② 踏切板等の点検・調整	(I.0kg/m²)
アウ	掛)	③ 器具・備品の手入れ	② 側溝内清掃
ト砂	② 踏切板等の点検・調整	④ アウトフィールドの清掃	③ 不陸整正工
フ場ィ・	③ 器具・備品の手入れ	2)広場整備	
1 広	④ アウトフィールドの清掃	① コートブラシ等による整備	
ル場  ド	2)広場整備	② 不陸の著しい箇所は、不陸整正を行	
面	│ ① コートブラシ等による整	<del>ر</del>	
	備		
	② 不陸の著しい箇所は、不		
	陸整正を行う		
1	① 人工芝ブラッシング整	① 大会前後人工芝ブラッシング整備	① スイーパーによる人工芝
ン	備(部分)	(ゴムチップ部分補充)	表面の清掃
フィ	② 夏場の散水温度管理(7		② ブラッシング整備(ゴム
1   	~9月)	③ 砲丸投落下域の大会前後に不陸直し	チップ部分補充)年2
ル	③ ウレタン部分の清掃	④ ウレタン部分の清掃	回・フィールド全体
ド			③ 年1回砲丸落下域の緑色
面			岩補充敷き均し
土	○ 除草は手抜き	① 除草は手抜き	① 目土掛けは目土用の土を
盛	② 芝生刈り込みは機械刈	② 芝生刈り込みは機械刈り、刈りかす	使用し、芝生の状況を勘
ス	り、刈りかすは竹ぼうき等で	は竹ぼうき等で取り除く	案し敷均する
9	取り除く(芝生の地下茎を損	(芝生の地下茎を損傷しない)	② エアレーションを実施
ン	傷しない)	③ 肥料散布(50g/㎡)は機械で均一に散	
		布する	ベタ張り、全面積の
ド			15%程度張り替える
			③ 肥料散布は定期整備と同
			様に行うこと
	① 翌日 / 世口 1 - 2 - 2	① 翌日 供口のチンセ	④ 薬剤散布
器	① 器具・備品は、各部を点	① 器具・備品の手入れ	
具	検し、必要に応じ調整、		
庫	注油等を行い常に正常か		
/	つ安全に操作ができるよ		
	う保守点検する		l /

表2 整備保守作業回数等

		整備箇所	トラック	砂場	インフィ	ィールド	アウト フィールト゛	土盛スタン ド	器具庫	器具庫控 室	広	場
作業和	重別	作り	ウレタン	砂	人工芝	緑色岩	ウレタン	芝	コンクリート	塩ビシー ト	真砂土	緑色岩
		面積(m)	5526	88.8	8339	136	2,527	501	233	28	41.4	40
	転圧(不	陸整正)				適						
日	コートフ	゙゙ラシかけ			毎	毎						
	散	水	適		適	適	適	適			適	適
常	除	草			適			適				
±/r	荒ご。	み拾い	毎	毎	毎	毎	毎	毎	適	毎	毎	毎
整	器具の	の保守	適						適			
備	表面の整	姓(清掃)	毎	適	適	適	適	適				
r <del>H</del> 3	備品の組	維持管理	適	適	適	適	適	適				
定	器具·備	品の保守							I			
	点検	調整										
期	肥料	散布						I				
	除	草						1				
整	不陸整	正転圧									6	4
/ <del>+t</del>	塩化加	シウム散布				3					3	3
備	(1.0)	kg/m³)										
	芝刈	り込み						- 1				
		掛け						ı				
	スィ・	ーパー						適				
		掛け						1				
特	スイ・	ーパー			適						<u> </u>	
別	補	植						I				
整	補修	工事		1		I	I				1	I
備	肥料	散 布						I				
	薬剤	散 布						2				
	- >\/ ==		\		– –		-			-		

\*表示説明 適→適時実施、I→年I回実施、3→年3回実施、6→年6回実施毎→毎日実施、2→年2回実施、4→年4回実施

# 清掃業務仕様書

この仕様書は、吹田市立総合運動場(以下「総合運動場」という。)の清掃業務の実施に関して、市と指定管理者が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、基本的な事項を定める。

#### 1 業務要項

(1) 日常清掃(週3回隔日)

指定日に I 回以上、施設及び附属建物並びに関係者の指示する場所を「日常清掃業務内容」にもとづき清掃し、常に清潔に保つこと。

(2) 定期清掃(月I回)

容易に移転しうる椅子などの備品は移動させて丁寧に掃き、床材に適した洗剤を用いて研磨機にて洗浄し、汚れを十分に除去した後、床材に最も適したワックスを塗布して電動研磨機にて研磨仕上げを行う。

- (3)外周及びホール内ガラス清掃(年3回(7月・11月・2月)) 特殊材等を用いて汚れを除去し、柔らかい布で透明に鮮明になるまで拭き、磨きあげる。
- (4) その他

作業のやり直しの必要が生じたときは、速やかに無償でこれを実施する。

#### 3 経費負担

清掃に要する電気、水道、器具及び消耗品(トイレットペーパー、石鹸水も含む。)等は 指定管理者の負担とする。

#### 4 その他

指定管理者並びに清掃作業員は、次に定める事項に反することのないよう留意するものと する。

- (1)施設内の機密及び業務上知り得た秘密は一切外部に漏らさないこと。
- (2)施設内において引火性危険物を使用するときは、事前に施設職員に届出承認を受けること。また、喫煙及び指定する場所以外での火気の使用はしないこと。
- (3) 定められた時間以外に無断で施設内に居残り、又は立入らないこと。
- (4)施設利用者に対し不快感を与えることのないよう清潔な作業服等を着用すること。
- (5)業務の遂行に際しては細心の注意を払い、施設、設備、器具等を損傷しないように努めること。
- 5 この要領に定めのない事項及びこの要領の定めに疑義が生じたときは、協議のうえ決定 するものとする。

# 日常清掃業務内容

業務箇所	業務内容
	・入口ドアのから拭き
	・ドアマットの砂、塵芥を取り水洗い
	・床面の掃き掃除及び水拭き
玄関・ロビー等	・壁面、低所の塵払い、から拭き
	・椅子等の水拭き
	・くずかごの点検、清掃
	・床面の掃き掃除及び水拭き
	・壁面、低所の塵払い、から拭き
廊下、階段	・手すり等の水拭き
	・くずかごの点検、清掃
	・塵払い
壁面	・汚染部のクリーナー清掃
	常時、臭気や汚水がないように特に清潔を保持すること。
	・床面の洗浄、拭き掃除
	・便器、洗面器及び流し場の洗浄(洗剤等を用いて入念に掃除)
便所、洗面所	・金属部、鍵のから拭き
	・汚染箇所の洗浄(洗剤等を用いて入念に拭きとる等)【随時】
	・腰壁目隠し、仕切りドアの雑巾掛け・汚物処理【随時】
	・トイレットペーパー、石鹸水の補充【随時】
	常時、臭気や汚水がないように特に清潔を保持すること。
	・更衣室床面の掃き掃除及び水拭き
更衣室(男・女)	・シャワー室床面の洗浄、拭き掃除
シャワー室(男・女)	・ロッカーの拭き掃除
	・洗面台の水洗い
	・石鹸水の補充【随時】
事務室、会議室、	・床面の掃き掃除及び水拭き
放送室、観覧席、	(絨毯部分は真空掃除機による除塵清掃)
駐車場、駐輪場、	・くずかごの点検、清掃
トレーニング室等	・机、椅子等の水拭き及び整備
	・床面の掃き掃除及び水拭き
湯沸室	・流し台の水洗い
	・茶がら等の処理
建物外周	・ごみ拾い、側溝清掃、除草等

# 植栽管理業務仕様書

この仕様書は、吹田市立総合運動場(以下「総合運動場」という。)の植栽管理業務の実施に関して、市と指定管理者が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、基本的な事項を定める。

#### I 作業内容、回数等

.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
作業名	種 類	数量	回 数/年	作業内容等				
	低 木	866 m²	回	・実施時期は、協議のうえ決定する。 ・低中木剪定については、市の指示する刈				
樹木剪定	中 木	3,786 m²	回	高、刈幅に刈り込むこと。 ※高木のうち正面玄関から駐車場への通り				
	高 木	_	*	沿いにあるものについては、通行の障害 等にならないように、適宜剪定する。				
除草	植栽区域	3,890 ㎡	2 回	・薬剤を使用しないこと。 ・人力による抜根除草は植込地、植桝内の地際より繁茂している雑草類の根株を残さないように人力により抜き取ること。 抜き跡は凸凹のないように付近の土で埋め戻すこと。				
殺虫剤 散布	低 中 木	4,652 m²	2 回	<ul><li>・スミチオン、DDVP又はダイジストンを適量使用すること。</li><li>・樹木全体に散布し、かけ残しのないよう行うこと。</li><li>・来場者や通行人に飛散した薬液がかからない。</li></ul>				
	高 木	47本	2 回	ないよう、また付近の住宅等を汚染する ことのないよう十分注意すること。 ・薬剤空びんは危険のないよう処理するこ と。				
水やり	植栽区域	3,890 m²		・概ね7月~8月までの間、必要に応じ。				
施肥	植栽区域	3,890 m²		・適時実施する。				

#### 2 計画、報告等

- (I) 指定管理者は、作業内容及び実施時期等を記入した「植栽管理計画書」を作成して、 市に提出すること。
- (2) 指定管理者は、各作業を実施するときは、その前日までに作業内容及び実施時間等を市に連絡すること。
- (3) 指定管理者は、各作業を完了したときは、その都度作業内容、実施時間及び作業責任 者等を記入し、作業時の写真を添付した「作業報告書」を作成して、市に提出すること。

#### 3 その他

# 空調・衛生設備保守点検業務仕様書

この仕様書は、吹田市立総合運動場(以下「総合運動場」という。)の空調・衛生設備保 守点検業務の実施に関して、市と指定管理者が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、 基本的な事項を定める。

#### Ⅰ 概 要

業務委託施設に設置されている空調設備、衛生設備の保守点検業務を年2回行うとともに、 業務報告書を提出するまでの一切の業務とする。

#### 2 対象物件(別紙「設備仕様」による)

## (1) 空調設備

空冷ヒートポンプパッケージ	室外機	9台
空冷ヒートポンプパッケージ	室内機	40台
全熱交換器		9台
送排気ファン		37台
自動制御機器		式

<sup>※</sup>エアコンフィルターについては、適宜清掃すること。

#### (2) 衛生設備

給湯	まボイ	′ラー	台
貯	湯	槽	台
ポ	ン	プ	I 3 台

#### 3 業務内容

指定管理者は対象物件に対し、一切の点検調整を行い物件の安全かつ良好な運転状態を保つ。

#### 4 故障修理

指定管理者は、保守点検の結果、部品の取替え又は修理を必要とした場合、市より要請があった場合は、直ちに技術員を派遣し、募集要項に記載するリスク分担表に基づき、必要な措置を講じること

#### 5 計画・報告・検査

指定管理者は市と協議のうえ、保守点検計画表を提出する。また、業務が完了したときは、その都度作業時の写真を添付した報告書を提出し確認検査を受ける。

#### 6 その他

# 設備 仕様

# (1) 空調設備

 $N \circ - 1$ 

管理No.	系統又は呼称	機器名	型式及び仕様	台 数
PC-I	BIF系統	空冷ヒートポンプ	室外機 3.75Kw×2	1
		パッケージ		
PC-I-I	事務室	"	室内機 天井カセット	4
PC-1-2	会議室	"	"	4
PC-2	BIF系統	"	室外機 3.75Kw×2	1
PC-2-I	更衣室(男)	"	室内機 天井カセット	2
PC-2-2	更衣室(女)	//	"	2
PC-3	BF系統	"	室外機 3.0Kw×2	1
PC-3-1	BIF玄関ホール	"	室内機 天井カセット	2
PC-3-2	中BIFホール	//	"	2
PC-4	中BIF,BIF系統	"	室外機 3.0Kw×2	1
PC-4-1	中BIF会議室	"	室内機 天井カセット	4
PC-4-2	BIF清掃員控室	"	室内機 天井ビルトイン	1
PC-5	中BIF系統	//	室外機 3.0Kw×2	ı
PC-5-1	軽食·談話室	//	室内機 天井ビルトイン	6
PC-6	I F 系統	"	室外機 (3Kw+3Kw)×2	1
PC-6-1	医務室	//	室内機 天井ビルトイン	2
PC-6-I	役員室	"	"	2
PC-6-I	役員室2	"	"	2
PC-7	I F 系統	"	室外機 3.75Kw×2	1
PC-7-1	役員室3	//	室内機 天井ビルトイン	1
PC-7-1	役員室	//	//	1
PC-7-1	放送室	//	"	2
PC-8	3 F 系統	"	室外機 2.2Kw	1
PC-8-1	放送室	//	室内機 天井ビルトイン	2

# 設 備 仕 様

# (1) 空調設備

N o - 2

管理No.	系統又は呼称	機器名	型式及び仕様	台 数
PC-9	IF系統	空冷ヒートポンプ	室外機 2.5 Kw	1
		パッケージ		
PC-9-1	控室	"	室内機 天井ビルトイン	1
HEX-I	BIF 事務室	全熱交換器	天井埋込型ダクト	2
HEX-2	会 議 室	"	<i>"</i>	1
HEX-3	中BIF 軽食·談話室	"	//	2
HEX-4	会 議 室	"	<i>"</i>	2
HEX-5	IF 控 室	"		1
HEX-6	医務室·静養室	"	<i>"</i>	1
F-I	BIF 機 械 室	給気ファン	床置型シロッコファン #2	1
F-2	//	排気ファン	<i>"</i> #2	1
F-3	BIF 電 気 室	給気ファン	<i>"</i> #3	1
F-4	//	排気ファン	<i>"</i> #3	1

管理No.	系統又は呼称	機器名	型式及び仕様	台 数
F-5	BIF ボイラー室	給気ファン	ラインファン #3	- 1
F-6	"	排気ファン	<i>"</i> #3	1
F-7	2 F 便 所	//	天井吊シロッコファン #2.5	1
F-8	BIF,IF湯沸室	//	深型レンジフードファン	2
F-9	BIF 職員用便所	//	静音型ストレートシロッコファン #1.5	I
F-10	BIF 倉庫3・4	//	低騒音型天井扇	2
F-II	BIF 倉庫 2	//	//	1
F-12	BIF シャワー室	//	耐湿型ストレートシロッコファン #1.5	2
F-13	BIF 清掃員控室	//	低騒音型インテリア天井扇	1
F-14	BIF 職員更衣室	//	低騒音型ストレートシロッコファン	I
F-15	BIF 更 衣 室	//	静音型ストレートシロッコファン #1.5	2
F-16	IF 役員室I·2·3	//	低騒音型天井扇	3

# 設備 仕様 (I) 空調設備

N o - 3

管理No.	系統又は呼称	機器名	型式及び仕様	台 数
F-17	IF 役員室4	排気ファン	低騒音型天井扇	- 1
F-18	IF 放送室	//	低騒音型ストレートシロッコファン	1
F-19	BIF 便 所	//	静音型ストレートシロッコファン #2	2
F-20	IF 便 所	//	<i>"</i> #2	4
F-21	中BIF 厨 房	//	有 圧 扇	- 1
F-22	3F 放送室	//	低騒音型ストレートシロッコファン	1
F-23	IF 医務室·静養室	//	浅型レンジフードファン	1
FE-4	屋外便所	//	"	4
		自動制御装置	中央管制装置(SAVIC NET5)	
			MCL メインコンソール	1
			ANN アナンシェータ	2
			PTR 内臓プリンター	1
			BM500無停電電源装置	1

# 設備 仕様

(2) 衛生設備

No-4

管理No.	系統	で又は呼称 こうしん	機器名	型式及び仕様		台 数
B-I	B2F	ボイラー室	給湯ボイラー	真空式	250,000Kcal/Hr	- 1
ST-I	B2F	ボイラー室	貯湯槽	SUS製	3, 5001	I
P-I	B2F	機械室	加圧給水ポンプ	飲料水系	3. 7 Kw	2
P-2	B2F	機械室	"	雑排水系	7. 5 Kw	2
P-3	B2F	機械室	散水ポンプ		I I Kw	2
P-4	B2F	ボイラー室	給湯ポンプ	l 次	I 5 0 w	Ι
P-5	B2F	ボイラー室	<i>"</i>	2 次	8 0 w	I
P-6	地下ピ	゚ット	水中ポンプ	雑排水用	1. 5 Kw	2
P-7	屋外駐	車場ピット	//	雑排水用	3. 7 Kw	2
P-8	BIF	<b>ニット</b>	<i>"</i>	湧水用	0. 25Kw	Ī

# 警備業務仕様書

この仕様書は、吹田市立総合運動場(以下「総合運動場」という。)の警備業務の実施に関して、市と指定管理者が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、基本的な事項を定める。

#### 1 基本的事項

- (I)警備業務の実施にあたっては、常に施設及び設備等の保安に細心の注意をもって、誠実 に履行しなければならない。
- (2)警備方法は、機械警備とする。ただし、一部時間帯については、下記業務内容に記載のとおり人的警備により実施する。
- (3)業務に使用する機械装置及び車両その他すべてのものについて、指定管理者の負担とする。
  - (4)機械警備業務管理者等(以下「管理者」という。)の名簿・管理者資格証の写し並びに警備員の氏名を、あらかじめ市に提出しなければならない。

#### 2 業務内容等

#### (I) 機械警備業務

#### ア 警備方法

- (ア)機械警備業務のシステム概要は、異常又は非常事態に敏速に対応できるよう機械装置等による異常感知、警備センター(基地局)での監視、警備員の巡回及び急行並びに必要かつ臨機な処置の方法とし、具体的には、指定管理者は法令に照らしてあらかじめ文書等を作成のうえ、市に説明しその承認を得なければならない。
- (イ) 上記機械警備のいずれかに故障等の異常が生じ機能しなくなった場合は、速や かに代替警備対策を講じること。

#### イ 警備時間

機械警備業務を実施する時間は、次のとおりとする。ただし、施設運営上の都合により休場日を変更したり、開場時間を変更した時は、その変更に応じて機械警備時間を変更することができる。

	区	分	開始時間	終了時間
休場	毎月   回の月曜日 (午前9時から午後	後 6 時まで)	午後9時30分	翌日の午前6時45分
日	2月29日から	月 3 日	午前6時45分	翌日の午前6時45分
毎月	引 I 回の月曜日の前 E	引(日曜日)	午後9時30分	翌日(毎月   回の月曜 日)の午前 9 時
上	記 以 外 の E	3	午後9時30分	翌日の午前6時45分

#### ウ 監視体制

(ア) 警備センターは、大阪府公安委員会規則(機械警備業者の即応体制の警備の基準等に関する規則)に基づき、25分以内で総合運動場に到着できる場所に設置し

なければならない。

- (イ) 警備センターには、総合運動場に設置された機械装置等により感知された異常 発生を電話回線を用いて自動的に表示される機械設備を設けること。
- (ウ) 設置された機械設備及び機械装置等の維持管理又は運用については計画書を作成する等、常に良好な状態を保つよう留意し、正常作動を確認することができる装置を警備センターに設置すること。
- (エ) 警備センターにおいては、管理者のもとに異常の有無を間断なく監視し、遺漏 のないよう細心の注意をはらうこと。
- (オ) 機械警備時間中における総合運動場従業員等の入室については、緊急やむを得ない場合のみ次の要領で行う。
  - a 市は、あらかじめ指定管理者に対して総合運動場従業員の名簿を交付するものと する。
  - b 警備センターは、電話等で入室する総合運動場従業員等の氏名、用件を聴取し、 警備解除のため必要な措置を講じるものとする。
  - c 入室した総合運動場従業員等が退室した後は、速やかに元の警備状態に復するものとする。

#### エ 警備員の巡回及び急行

- (ア) 火災等の防止に万全を期し、異常発生にも即応できるよう監視体制を整えると ともに、常時巡回体制を充実させ警戒すること。
- (イ) 機械警備に移行した後、直ちに施設内外の戸締まり、火気等の点検をするため 巡回する。
- (ウ) 機械警備時間中においても適宜巡回し、その都度正常又は安全の確認を図ること。
- (エ) 警備員の巡回等については、(ア)~(ウ)までの方法によるものとし、具体的には 指定管理者が施設の警戒を円滑に行うための計画を作成し、市に説明すること。

#### オ 緊急時の措置

- (ア) 火災等の緊急事態を感知したときは、次の点について十分留意し適正かつ適切 に臨機の措置をとらなければならない。
  - a 火災等の異常箇所の確認
  - b 複数の警備員の協力体制による現場対応
  - c 警察機関及び消防機関等への連絡
  - d 市への連絡
  - e 必要な指示の順守
- (イ) 常に前記の措置を講じることができるよう、必要な警備員の数、待機所及び車両その他の装置を適正に配置しなければならない。

#### (2) 人的警備業務

## ア 派遣警備員

総合運動場内外の施設及び設備等の安全かつ正常な管理を実現するため、機械設備の取扱に精通した者で、責任感厚く、誠実で心身強固な年齢満 I 8 歳から満 6 5 歳までの警備員 I 名を総合運動場に派遣し、市の指示を受け警備にあたるものとする。

#### イ 勤務時間

派遣された警備員は、総合運動場の休場日を除き次のとおり勤務すること。

(ア) 月曜日から日曜日 (朝) 午前6時45分~午前9時00分

(夜) 午後8時30分~午後9時30分

(イ)毎月 I 回の月曜日(定期清掃の実施する日) 午前 8 時 0 0 分~午後 6 時 0 0 分 午後 8 時 3 0 分~午後 9 時 3 0 分

#### ウ 業務内容

- (ア) 警備員は、勤務時間内において随時、点検及び見回りを実施し、現状の把握と 確認に努めること。
- (イ) 警備員は、異常または危険を発見したときは、速やかに市に連絡し、その指示 を受けること。
- (ウ) 警備員は、国旗及びの市旗の掲揚、降納を行う。
- (エ) 警備員は、閉場後、警備センターに通告し、機械警備装置を作動させた後に退場すること。
- (オ) 上記のほか、市の指示による軽易な作業をすること。

#### 3 警備業務報告書の提出

指定管理者は、機械警備時間中の巡回時の状況、派遣された警備員の点検、見回り状況 等を示し「警備日誌」を作成し、市に提出するものとする。

#### 4 鍵の預託

- (I) 業務に必要な鍵は指定管理者に預託するので、厳重な取扱いと保管をすること。
- (2) 預託する鍵は次のとおりとし、契約期間終了後直ちに返却するものとする。
  - ア 管理棟マスターキー
  - イ 駐車場マスターキー
  - ウ 管理棟玄関出入口キー
  - エ 事務室手前出入口キー
- (3) 預託した鍵は、絶対に複製してはならない。

#### 5 その他

- (I) 施設の設備、器具及び備品の破損等を発見したときは、速やかに市に連絡すること。
- (2) 不審者や異常又は危険を発見したときは、速やかに市に連絡すること。
- (3) この仕様書に定めのないことについては、市と指定管理者が協議のうえ定めるものとする。

# 電光掲示板保守点検業務仕様書

この仕様書は、吹田市立総合運動場(以下「総合運動場」という。)の電光掲示板保守点 検業務の実施に関して、市と指定管理者が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、基 本的な事項を定める。

#### I 電光掲示板設備機器構成表

No	名 称
1	LED (メインヒ゛シ゛ョン ・ タイムヒ゛シ゛ョン)
2	スポーツコーダー(得点表示入力装置)
3	電源盤
4	競技時計

#### 2 点検概要

- (I) 上記の4Kビデオ/PCの作動状態並びに機能を常に最高に維持するため、定期的に保守点検整備を行うものとする。
- (2) 不時の故障が発生し、市から通知を受けたときは、直ちに技術員を派遣して適切な措置を講じるものとする。
- (3) 構成部品の劣化等による取替に要する費用については、本契約に含まれないものとする。

#### 3 仕 様

- (1) 保守点検業務の実施は保守契約期間中に | 回行うものとする。
- (2) 業務に必要な機器類及び消耗雑材は、指定管理者の負担とする。
- (3) 故障発生の際の出張料・技術料等の修理経費は、指定管理者の負担とする。
- (4) 作業終了後、作業時の写真を添付した「業務完了報告書」を作成して認印を受ける。

#### 4 保守点検内容

1.輝度測定	・メインビジョン5か所
	・タイムビジョン1か所
2.性能·外観他確認	・メインビジョン 電源部2か所 表示部10か所 外観部3か所
	・タイムビジョン 電源部2か所 表示部10か所 外観部4か所
3.電気測定	・表示電源装置31か所
4.競技時計操作卓	・ケース
	制御部 電圧測定
競技時計本体	・ケース
	制御ユニット、ギヤ部、モーター部、マイクロスイッチ、電圧測定
親時計	・ケース
	接続部 電圧測定
塔時計	・ケース
	制御ユニット、ギヤ部、モーター部、マイクロスイッチ、電圧測定

#### 5 その他

# 消防用設備等保守点検業務仕様書

この仕様書は、吹田市立総合運動場(以下「総合運動場」という。)の消防用設備等保守 点検業務の実施に関して、市と指定管理者が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、 基本的な事項を定める。

#### 概 要

消防法第8条の2の2の規定に基づく防火対象物の点検及び報告並びに第 I 7条の3の3の規定に基づく消防用設備等の点検及び報告に関する一切の業務とし、指定管理者は、下記事項について実施しなければならない。

#### | 基本事項

- (I) 保守点検業務は、経験豊富な技術者(資格を必要とするものにあっては、資格取得者 であること)により実施しなければならない。
- (2) 保守点検業務の実施にあたっては、総合運動場の業務に支障のないよう行うこと。
- (3) 保守点検の結果、指定管理者の判断により、部品の取替えまたは修理を必要とする箇所を発見した時は、直ちに市に報告し、市及び指定管理者協議のうえ、必要な措置を講じること。

#### 2 業務内容

- (I) 保守点検業務の実施は、機器点検(年2回)・総合点検(年1回)・防火対象物の点 検(年1回)とする。
- (2) 別紙「消防用設備等一覧表」に記載した消防用設備等の法令基準の点検を行い、安全かつ良好な状態を保つ。
- (3) 点検作業後、点検結果報告書を作成、提出する。尚、その際作業時の写真等を資料として添付する。

#### 3 その他

消防用設備等保守点検表Ⅰ

設 備 名	点検項	目 等	数量等	機器	機器	総合
自動火災	予備電源・非常電源		1	0	0	0
報知設備	受信機・中継器	P型I級	1	0	0	0
	熱感知器	スポット型差動式	100	0	0	0
		スポット型定温式	7	0	0	0
	煙感知器	スポット型光電式	8 5	0	0	0
	地区音響装置		3 I	0	0	0
	発信機	P型I級	2 8	0	0	0
	配線		1			0
ガス漏れ火	予備電源・非常電源		1	0	0	0
災警報設備	受信機・中継器	個別電送方式(10回	- 1	0	0	0
	ガス漏れ検知器	線)	6	0	0	0
	検知区域警報装置	一般型	6	0	0	0
	配線		1			0
非常警報器	非常電源		1	0	0	0
具及び設備	放送設備	起動装置	I	0	0	0
		増幅器	I	0	0	0
		火災報知設備連動	I	0	0	0
	スピーカ		7 6	0	0	0
	配線		I			0
防火設備	電源		1	0	0	0
	制御機		I	0	0	0
	音響装置		1	0	0	0
	煙感知器	光電式	8	0	0	0
	防火扉		4	0	0	0
	シャッター		3	0	0	0
誘導灯	避難口	両面大型		0	0	0
		片面大型	15	0	0	0
		片面中型	2 4	0	0	0
	\Z DA	片面小型	10	0	0	0
	通路	両面中型	ı	0	0	0

消防用設備等保守点検表2

設備名	点検	項目等	数量等	機器	機器	総合
以 佣 石	点 快	垻 日 守	<b>数里</b> 守	点 検	点 検	点 検
誘導灯		両面小型	18	0	0	0
		片面中型	2	0	0	0
		片面小型	13	0	0	0
			34	0	0	0
	階段		1			0
	配線					
消火器具	粉末ABCIO型		66	0	0	
屋内消火	水源		1	0	0	0
栓 設 備	電動機の制御装置	制御盤	1	0	0	0
	起動装置	制御盤及び消火栓箱	14	0	0	0
	加圧送水装置	ポーン プ方式	1	0	0	0
	呼水装置		1	0	0	0
	消火栓箱等		Ι3	0	0	0
	配線		1			0
	起動性能等		1			0
粉末消火	加圧式	消火薬剤貯蔵タンク	3 I	0	0	0
設 備		加圧式ガス容器	3 I	0	0	0
	表示灯		3 I	0	0	0
	配 線		I			0

# 非常用自家発電設備保守点検業務仕様書

この仕様書は、吹田市立総合運動場(以下「総合運動場」という。)の非常用自家発電備 設保守点検業務の実施に関して当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、基本的な事項 を定める。

#### I 業務対象物件

物	件 名	自 家 発 電 設 備
設 置	場所	屋上・屋外
	製造者名	ヤンマーディーゼル㈱
原動機	型式等	6 H A L 型
	製造者名	オーハツ㈱
発電機	型式等	G - 3 4 型

#### 2 業務概要

消防法第 | 7条の3の3の規定に基づく自家発電設備の点検及び報告に関する一切の業務とする。

#### 3 仕 様

#### (1) 基本事項

- ア. 保守点検業務は経験豊富な技術者(資格を必要とするものにあっては、資格取得者であること。)により実施するものとする。
- イ. 保守点検業務の実施にあたっては、総合運動場の業務に支障のないよう行うこと。
- ウ. 保守点検の結果、部品の取替え又は修理を必要とする箇所を発見した時は、募 集要項に記載するリスク分担表に基づき、必要な措置を講じること。

#### (2) 業務内容

自家発電設備の外観点検(6か月)、機能点検(6か月)及び総合点検(Iか年)を行い、 自家発電設備の安全かつ良好な状態を保つ。作業完了後、作業時の写真を添付した「点検作 業報告書」を提出する。

#### (3) 点検部及び点検項目

種別	点 検 部			点検種別	
作里が	点 侬 品		点 快 填 日	B点検	C点検
		1	水の浸透、漏れ等有無点検	0	0
点 外	設 置 状 況	2	周囲の整理整頓状況点検	0	0
		3	区画・隔壁等破損の有無点検	0	0
	換気の状況	4	換気装置の機能点検	0	0
検 観		5	外観上で変形、損傷の有無	0	0
	排気筒(排気管)	6	可燃物放置等周囲の整理状況点検	0	0
		7	貫通部の変形損傷脱落等異常有無	0	0
	制 御 盤	8	外観上の異状、表示灯点灯の点検	0	0

種別	点検部			点検	種別
(里が)	二 次 部		点 俠 填 日	B点検	C点検
	照明	9	照明設備及び機能点検	0	0
	   始動用蓄電池	10	蓄電池設備の外観・機能点検	0	0
	70 70 E 20	1	電圧確認	0	0
	燃料油及び	12	燃料油量(定格2時間運転要)	0	0
	冷却水タンク	13	冷却水量 (定格   時間運転要)	0	0
	内 燃 機 関	14	負荷回転数	0	0
	発 電 機	15	負荷・電圧・周波数	0	0
	計 器 類	16	外観・指示値・作動点検	0	0
機	耐 震 措 置	17	アンカーボルト、防震ゴムフレキ管等の点検	0	0
能 · 作		18	自動始動の動作 試験釦の操作で行う ストップウォッチ使用 消防法適用機関電圧確立40秒以内	0	0
動	始動・運転	19	シーケンス通り始動停止するか点検	0	0
3/3	停止状況	20	水、油、ガス洩れ及び各圧力温度点検	0	0
点		21	運転中の排気色・目視	0	0
検		22	運転中の各部の振動点検・振動計	0	0
		23	機関各部ボルトナット緩み外観点検	0	0
		24	試運転状況	0	0
	絶 縁 抵 抗	25	絶縁抵抗計測	_	0
	燃料噴射ポーン プ	26	ラック目盛位置・摺動点検	_	0
燃		27	噴射時期及び調整ネジ弛み点検	_	_
	燃料噴射弁	28	噴射圧力・噴霧状況点検調整	_	-
料	が	29	分解点検	_	_
系	燃料油コシ器	30	ドレン抜き	_	0
統	がベイアルロン位	31	分解掃除又はエレメント交換	_	0
	燃料タンク	32	沈殿物・水分の排出	0	0
潤	機関潤滑油	33	汚れ点検	0	0
滑	1及以1月1月1日	34	油量点検	0	0
油	1812年11日	35	分解掃除又はエレメント交換	_	0
	潤滑油コシ器	36	ドレン抜き	0	0
系	ガバナ	37	油量点検	0	0
統	燃料噴射ポ ン プ	38	油量点検	0	0
	発 電 機	39	軸受部油量点検	0	0
	クランク軸	40	デフレクション計測	_	0
系 水	温調弁	41	分解・点検・作動確認	_	_

種別	点検部			点検	種別
作里がり	点 侠 部			B点検	C点検
	冷却水ポ ン プ	42	冷却水ポ ン プ作動・水漏れ点検	0	0
調	調速リンク	43	点検調整	_	-
速	調迷りング	44	注油及び摺動点検	0	0
弁	吸 排 気 弁	45	弁頭隙間調整	_	0
	· 文 19F · 文(	46	弁バネ、バネ受け点検	_	_
過吸	カ ム 軸	47	カム・タペット・ローラー点検	_	_
そ	冷却水関係	48	冷却水入換え及び清掃	_	0
	配電盤	49	遮断器絶縁湯点検	_	_
の	品 电	50	計器の点検(作動点検)	_	0
他	回転計	5 I	機関停止中指針が零を指しているか	0	0
	潤滑油圧力計	52	機関停止中指針が零を指しているか	0	0
付	油圧継電器	53	作動確認調整	_	0
属	冷却水継電器	54	作動確認調整	_	0
	スピードリレー	55	作動確認調整	_	0
装	セルモーター	56	接点・ブラシ等の点検	_	0
置		57	発電機ブラシの汚れ摩耗点検	0	0
	発 電 機	58	スリップリング当り点検(含錆汚れ)	0	0
		59	軸受油点検	0	0
	煙道	60	消音器のドレン抜き		0

## 5 その他

## 自家用電気工作物保安管理業務仕様書

この仕様書は、吹田市立総合運動場の自家用電気工作物保安管理業務の実施に関して、市 と指定管理者が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、基本的な事項を定める。

I 保安管理業務は、市の保安規程に基づき、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について市に報告すると共に経済産業省令で定める技術基準(以下「技術基準」という。)への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、必要な指導又は助言を行う。尚、報告については書面等で行い、作業時の写真を添付する。

なお、電気機器、諸装置等の機能点検及び電気的連系がない部分の点検並びに発電装置の原動機の 分解・整備、内部点検等については、業務に含まないものとする。

- (I) 電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査、工事期間中の巡視、点検(週 I 回以上)及び測定・試験
- (2) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に行う電気工作物の巡視、点検及 び測定・試験(以下「定期点検」という。)
- (3) 電気工作物事故発生時の応急措置の指導及び事故原因探求並びに再発防止のためとるべき措 置の指導、助言及び状況に応じての臨時点検
- 2 前項第 | 号及び第 2 号に定める点検の種類及び回数は別表 (巡視、点検及び測定・試験の基準) のとおりとする。
- 3 別表に記載する事項のうち、主要な事項の取扱いは次のとおりとする。
  - (Ⅰ) 年次点検は、年次点検Ⅰと年次点検Ⅱに区分し、毎年Ⅰ回年次点検Ⅱ、年次点検Ⅰ、年次点 検Ⅰの順で実施する。又、年次点検は当該月の月次点検を併せて行うものとする。
  - (2) 外観点検は、設備の異音、異臭、損傷、汚損、機械器具、配線の取付状態及び過熱の有無 (サーモラベルによる過熱の判定を含む)、電線と他物との離隔距離の適否、接地線等の保安 装置の取付状態等を、電気工作物の運転を停止しない状態で梯子その他の用具を用いず到達で きる場所から目視等により実施する。ただし、設備の状況により運転を停止して点検すること がある。
  - (3) △印のものは、保安協会の定める保安業務マニュアル等による巡視、点検及び測定・試験の実施とその判断基準により、実施しない場合がある。
- 4 第1項に定める事項のほか、次に掲げる電気保安に関する業務を必要に応じて行う。
  - (I) 経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長が電気関係法令に基づいて行う検査の立会い
  - (2) 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合の指導、助言
- 5 指定管理者の設置する低圧絶縁監視装置(以下「監視装置」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (I) 指定管理者は、市の事業場の低圧電路の絶縁状態を監視するため、指定管理者の負担により 監視装置を設置するものとし、常に正常に稼動するよう保守を行うものとする。
  - (2) 市は、監視装置を設置する場所の提供、電灯配線など設備等の利用については、無償にて便 宜を供するものとする。
  - (3) 監視装置が警報基準(設定の上限値を50mAとする。)以上の漏えい電流が発生している 警報(以下「漏えい警報」という。)を、連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏 えい警報を繰り返し受信した場合は、指定管理者の定めた対応基準により対応を行うとともに、

その受信記録を3年間保存するものとする。

- (4) 市は、指定管理者の設置した監視装置の善良なる保全に努めることとし、移設、取外、修理等を行わないものとする。万一、市の故意過失によって監視装置が損傷、紛失等をした場合にはその損害相当額を弁済するものとする。
- (5) 指定管理者は、この契約が解除又は失効した場合、監視装置を撤去するものとする。

#### 6 その他

この仕様書に定めのないことについては、市と指定管理者が協議のうえ定めるものとする。

## 巡視、点検及び測定・試験の基準(隔月点検)

別表 Nol

			工事期間中の	月次		点検   回]
討	<b>横</b>	点検項目	巡視、点検	点検		年次
	, im	MIX X II	[週   回]	[隔月	<ul><li>(毎年)</li><li>年次点検</li><li>I</li><li>○</li><li>△</li><li>△</li><li>△</li><li>○</li><li>△</li><li>○</li><li>△</li><li>○</li><li>△</li><li>○</li><li>△</li><li>○</li><li>△</li><li>○</li><li>△</li><li>○</li><li>△</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li><l< td=""><td>点検</td></l<></ul>	点検
			[2.1]	回]		П
		外観点検	0	0		0
		10 もボルトによる絶縁抵抗測定			Δ	0
引	— A 88 88 88	継電器の動作試験			Δ	0
込	区分開閉器	継電器の慣性特性試験			Δ	0
		継電器の動作特性試験			Δ	0
設		開閉器と継電器の連動試験			Δ	0
備	引込線、	外観点検	0	0	0	0
	支持物、 ケーブル等	0 もボルトによる絶縁抵抗測定			Δ	0
	断路器	外観点検	0	0	0	0
		Ⅰ 0 もボルトによる絶縁抵抗測定			Δ	0
	電力用	外観点検	0	0	0	0
	ヒューズ	IOもボルトによる絶縁抵抗測定			Δ	0
	遮断器、	外観点検	0	0	0	0
		IOもボルトによる絶縁抵抗測定			Δ	0
		継電器の動作試験			Δ	0
	負荷開閉器	継電器の慣性特性試験			Δ	0
受		継電器の動作特性試験			Δ	0
電		遮断器、開閉器と継電器の連動試験			Δ	0
		外観点検	0	0	0	0
設	変圧器	IOもボルトによる絶縁抵抗測定			Δ	0
備	<b>交</b> /工品	内部点検			Δ	Δ
		絶縁油の酸価度試験			Δ	Δ
	コンデンサ	外観点検	0	0	0	0
	リアクトル	IOもボルトによる絶縁抵抗測定			Δ	0
	計器用変成	外観点検	0	0	0	0
	器、零相変 流器				Δ	0
	避雷器	外観点検	0	0	0	0
	<b>世田</b> 位	IOもボルトによる絶縁抵抗測定			Δ	0

			工事期間中の	月次	年次点検 [毎年   回]	
設	備	点検項目	巡視、点検 [週   回]	点検 [隔月   回]	年次 点検 I	年次 点検 Ⅱ
	母線等	外観点検	0	0	0	0
	以 脉 寸	IOもボルトによる絶縁抵抗測定			Δ	0
	その他の高	外観点検	0	0	0	0
	圧機器	IOもボルトによる絶縁抵抗測定			Δ	0
受		外観点検	0	0	0	0
•	配電盤、	電圧値、電流値の測定		0	0	0
配電盤	配電盤、 制御回路	絶縁抵抗測定			Δ	0
盤		計器校正試験			Δ	Δ
		シーケンス試験			Δ	Δ
接曲	接地線、	外観点検	0	0	0	0
接地工事	保護管等	接地抵抗測定			Δ	0
事		漏えい電流測定		0	0	0

# N o 2

			工事期間中の	月次点検	年次点検 [毎年   回]		
Ì	设 備	点検項目	巡視、点検 [週   回]	点快 [隔月 I 回]	年次 点検 I	年次 点検 Ⅱ	
構造物	受電室建 物クション で が の で の の の の の の の の の の の の の の の の	外観点検	0	0	0	Ο	
配電設備	配	外観点検	0	0	0	0	
横	2////26	絶縁抵抗測定			Δ	0	
負	│ │ 低圧機器	外観点検	0	0	0	0	
荷	以上依备	絶縁抵抗測定			Δ	0	
設	低圧配線、	外観点検	0	0	0	0	
	制御配線	絶縁抵抗測定			Δ	0	
備	開閉器	外観点検	0	0	0	0	
	14114146	絶縁抵抗測定			Δ	0	
	遮断器	外観点検	0	0	0	0	
		絶縁抵抗測定			Δ	0	
	絶縁状態監視				縁監視装置	置による	
蓄電池設備		外観点検	0	0	0	0	
池	蓄電池	電圧測定		0	0	0	
設   備		比重測定			0	0	
1113		液温測定			0	0	

設 備			工事期間中の	月次	年次点検 [毎年   回]	
		点検項目	巡視、点検 [週   回]	点検 [隔月   回]	年次 点検 I	年次 点検 Ⅱ
	充電装置及	外観点検	0	0	0	0
	び付属装置	絶縁抵抗測定			Δ	0
	構造物等	外観点検	0	0	0	0
非	原動機、始	外観点検	0	0	0	0
常	動装置及び	始動・停止試験		0	0	0
備	付属装置	保護継電器の動作試験			Δ	0
非常予備発電装置	発電機及び	外観点検	0	0	0	0
装	励磁装置	絶縁抵抗測定			Δ	0
置	遮断器、開	外観点検	0	0	0	0
		絶縁抵抗測定			Δ	0
	盤、制御装	発電電圧、周波数(回転数)の測定		0	0	0
	置等 置等	保護継電器の動作試験			Δ	0
	巨寸	インターロック試験			Δ	Δ

- 注 | 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。
  - 2 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係わる設備に対して適用する。
  - 3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。
  - 4 工事完了後の竣工試験の実施、内容については保安協会と協議する。
  - 5 月次点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
  - 6 絶縁油の酸価度試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入のおそれ がある場合、一部又は全部を省略することがある。
  - 7 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。
  - 8 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。
  - 9 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」により 当該点検に替えることがある。
- Ⅰ Ⅰ もボルトによる絶縁抵抗測定は、6 もボルトの高圧設備に対して適用する。

#### 仕様書Ⅰ0

# 昇降機保守点検業務仕様書

この仕様書は、吹田市立総合運動場(以下「総合運動場」という。)の昇降機保守点検業務の実施に関して、市と指定管理者が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、基本的な事項を定める。

#### I 業務対象物件

(I)機種 日本エレベーター製造㈱製 交流インバータ制御乗用エレベーター VFⅢ-PII-CO60-3ST

- (2) 台 数 1台
- (3) 付加装置 車椅子仕様、地震及び火災時管制運転装置、オートアナウンス装置

#### 2 業務概要

- (I) 上記業務対象物件の昇降機の正常かつ良好な運転状態を保つため、製造者直営の業者 にてフルメンテナンス契約を行う。
- (2) 定期的に技術者を派遣して保守点検整備を行うものとする。
- (3) 不時の故障が発生し、市から通知を受けたときは直ちに技術者を派遣し、適切な措置を講じるものとする。

#### 3 その他

#### 仕様書 | |

# 競技用照明設備保守点検業務仕様書

この仕様書は、吹田市立総合運動場(以下「総合運動場」という。)の競技用照明設備保 守点検業務の実施に関して、市と指定管理者が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、 基本的な事項を定める。

#### 競技用照明設備の内容

(ア) 照明制御システム

東芝照明コントロールシステム MESL-60

設	備	名	形	式	等	数	量
主操作盤			MAI	B60-4	0GS		
照明ON-OFF端末機		MTS-BON/OFF		OFF	4	+	
照明ON-	- 0 F F 遅延	付端末機	MTS-	-BDON	/OFF		<b>\</b>

#### (イ)屋外照明塔 4基

設 備 名	形 式 等	数量	
HIDランプ投光器	HT-10062X	7 2	
メタルハイドロランプ	MI000B-J/BH	7 2	
HIDランプ投光器	HT-10062X	4 8	
高圧ナトリウムランプ	NH660.L	4 8	
ルーバ	ZL-1020F(K)	5 0	
投光器	IT-5025W	2 4	
ハロゲンランプ	J210V500WST	2 4	
塔内灯	FT-21087K-GL26	2 4	
電撃殺虫器	TEK-30221-GL27	4	

#### 2 仕 様

- (I) 屋外照明塔の設計照度、照明システムの正常な状態を維持するため、機器等の保守点 検整備および投光器等の清掃業務を行うものとする。
- (2) 保守点検整備および投光器等の清掃業務の実施は、保守契約期間中に I 回行うものとする。なお、その際にあわせて寿命で点灯しなくなったランプについて交換作業も行う。 点検作業完了後、作業時の写真を添付した報告書を提出する。またランプの交換状況 についても、交換個数等を報告する。
- (3) 業務に必要な機器及び消耗品は、すべて指定管理者の負担とする。
- (4) 構成部品の劣化等による取換えに要する経費については、この契約に含まれないものとする。
- (5) 故障等の発生した場合は、速やかに修理等を行うものとする。
- (6) 故障等の発生した場合の出張料、技術料等の経費は、すべて指定管理者の負担とする。

#### 3 委託業務内容

(I) 器具の清掃

屋外照明塔4基に設置の投光器(フードルーバーを含む。)及び塔内灯をウェスによりカラ拭きを行う。

- (2) 安定器の点検 安定器、灯具、盤内及び配線の外観点検と充電部のボルト締付チェックを行う。
- (3) 絶縁測定

屋外照明塔内配電盤の分岐回路(6回路及びメンテナンス回路)×4基の絶縁測定を 行う。

## (4) 照明制御装置の点検整備

箱体外観の汚れ・損傷及び開閉状況の点検、盤内の各部品の取付状態・接続部の緩みの点検、基盤の外観目視点検、交流電源電圧・直流電源電圧・伝送出力電圧の測定、操作スイッチ機能・時計機能・時計停電補償機能の点検、端末器制御機能の点検、増締め、清掃を行う。

#### 4 その他

#### 仕様書Ⅰ2

# 競技用放送設備保守点検業務仕様書

この仕様書は、吹田市立総合運動場(以下「総合運動場」という。)の競技用放送設備保 守点検業務の実施に関して、市と指定管理者が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、 基本的な事項を定める。

#### Ⅰ 競技用放送設備の概要

#### 機器構成表

Νο	名	称	品	番	数	量
I	ミキシングコンソール				I	
2	電源ユニット(ミキシングコンソ	ール用)	RPS-7P		1	
3	電力増幅架				I	
4	入力機器架				- 1	
5	IFミキシングコンソール		PX-1208A、	PX-1208F	- 1	
6	IF入力機器架				- 1	
7	IF放送室マイクパッチ盤				ı	
8	8chパラボックス		8J12N1		- 1	
9	移動用ラック				- 1	
10	グラウンド用スピーカ		SC-600A		3	3
1 1	スタンド用スピーカ				4	+
1 2	モニター用スピーカ		F-300G/CN	<b>√</b> B-3	2	2
1 3	移動用スピーカ		F-500WP/	ST-31	2	<u>,</u>
1 4	天井埋込型スピーカ ATT付		PC-370RT		2	7
I 5	芝生スタンド用スピーカ		CS-72PA		2	6
16	壁取付用ワイヤレスアンテナ		YW-550		4	+
I 7	ワイヤレスマイクロホン ハンド	形	WM1220		2	<u>,</u>
1 8	ダイナミックマイクロホン		WM1320		2	2
19	マイクコードIOm		RC-I3		5	;
2 0	フリーストップマイクロホンスタ	ンド	ST-310F		5	;
2 1	ブーム付マイクロホンスタンド		RST-I		5	;
2 2	卓上形マイクロホンスタンド		ST-64		5	;
2 3	ミキサアンプ		MX-112		2	2
2 4	レピータ盤				2	<u>,</u>
2 5	マイクコンセント盤				5	;
2 6	インカム用子機		RS-501		1	0
2 7	インカム用ヘッドホン		CC-250		I	0

#### 2 点検概要

#### (1) 定期点検

上記の競技用放送設備の作動状態並びに機能を常に最高に維持するため、定期的に技術 員を派遣して保守点検整備を行うものとする。

点検の結果不具合箇所を発見したときは、直ちに市に報告し、市と指定管理者が協議の うえ適切な措置を講じるものとする。

#### (2) 修 理

不時の故障が発生し、市から通知を受けたときは、直ちに技術員を派遣して適切な措置 を講じるものとする。

## 3 仕 様

- (1) 定期点検の実施は保守契約期間中に2回行うものとし、うち1回は精密点検とする。
- (2) 競技用放送システム全般について点検を行い、主要機器の検査、測定及び試験成績書の作成を行う。
- (3) 業務に必要な機器類及び消耗雑材は、指定管理者の負担とする。
- (4) 故障発生の際の出張料・技術料等の修理経費は、指定管理者の負担とする。
- (5) 作業終了後、作業時の写真を添付した「業務完了報告書」を作成して認印を受ける。

#### 4 適用除外

- (1) 機器使用方法変更にかかる改造、組替及び調整作業
- (2) 設置場所変更にかかる設備の移動並びに据付調整作業
- (3) 改造又は移転作業により生じた故障、損傷の修復作業
- (4) 本設備機器に関係しない他の工事施工により生じた故障、損傷の修復作業
- (5) 本設備機器以外の点検業務、機器調整作業
- (6) 市または、第三者による故意又は重大な過失により生じた損傷の修復作業

## 5 保守点検内容

機器名	点 検	項目	点 検 内 容
ミキシング	外観チェック		○フェーダー. ツマミ等各部品の汚れ、キ
コンソール			ズ、破損等
(PX-1208A)			OPOWER LED の点灯
			○フェーダー. ツマミ. SW等の作動
	LINEチェック	[CHA IN]	OSIG/PEAK LEDの点灯
		(12系統)	〇CHA SWのLEDの点灯
			(ON OFF状態の確認)
			○フェーダーのガリ等の音質
ミキシング	LINEチェック	[CHA IN]	OPAD. TRIM. EQ. PAN.
コンソール		(12系統)	ASSAIN等のかかり具合
(PX-1208A)			○CUE SWの確認
		[STEREO IN]	○音質の確認
		(2系統)	○ASSAINの確認
			OCUE SWの確認
		[AUX IN]	○各SW. VOLの確認
		(   系統)	○ASSAINの確認
			○音質の確認
		[STEREO OUT]	○音質の確認
		(   系統)	〇メーターのふれ、LEDの点灯
			○CUE SWの確認
		[GROUP OUT]	OSTEREO PANPOT.
		(4系統)	STEREO SWの確認
			○メーター(LEDの点灯確認含む)
			の確認
			○CUE SWの確認

機器名	点 検	項目	点 検 内 容
		[AUX OUT]	○VOLの確認
		(3系統)	○CUE SWの確認
		[MTRIX OUT]	〇入力セレクターVOLの確認
		(8系統)	○メーター(LEDの点灯確認含む)
			の確認
			○CUE SWの確認
	ファンタム電源		○SWのON OFF状態の確認
	T・B回路		
ミキシング	外観チェック		○フェーダー. ツマミ等各部品の汚れ、
コンソール			キズ、破損等
(PX-2812)			○POWER LEDの点灯
			○フェーダー. ツマミ. SW等の作動
	LINEチェック	[CHA IN]	OSIG/PEAK LEDの点灯
		(28系統)	○CHA SWのLEDの点灯
			(ON OFF状態の確認)
			○フェーダーのガリ等の音質
			OPAD. TRIM. EQ. PAN.
			ASSAIN等のかかり具合
			○CUE SWの確認

機器名	点検	項目	点 検 内 容
ミキシング	LINEチェック	[GROUP OUT]	○音質の確認
コンソール		(8系統)	〇メーターのふれ、LEDの点灯
(PX-2812)			○CUE SWの確認
	ファンタム電源		○SWのON OFF状態の確認
	T・B回路		
パワーアンプ	外観チェック		○汚れ、キズ、破損等の確認と埃等の掃除
(P-300M.			
P-150M.	作動チェック		○LEDの点灯その他正常に作動している
P-75D.			かの確認
PA-630E)			
カセットデッキ	外観チェック		○汚れ、キズ、破損等の確認と埃等の掃除
(FD-90.FD-20)			(ヘッド、ローラーの掃除含む)
			○SW. ツマミ等部品の有無
	作動チェック		○REC、PLAY状態等、機能が正常に
			作動するかの確認
CDプレーヤ	外観チェック		○汚れ、キズ、破損等の確認と埃等の掃除
(CD-20A)			
	作動チェック		○PLAY状態等、機能が正常に作動する
			かの確認
ワイヤレスチューナ			○受信度、デッド・ポイントの確認
(WT-850)			

機器名	点検	項目	点 検 内 容
インターカム	外観チェック		○汚れ、キズ、破損等の確認と埃等の掃除
(MS-222)			○SW. ツマミ等部品の有無
	作動チェック		○親機、子機、全回路の作動の確認
レコードプレーヤ	外観チェック		○汚れ、キズ、破損等の確認と埃等の
(DD-150)			掃除
			○ツマミ等部品の有無
グラフィック	外観チェック		○汚れ、キズ、破損等の確認と埃等の
イコライザ			掃除
(Q-2031A)			○ツマミ等部品の有無
8 c h	外観チェック	コネクター	部分 ○汚れ、キズ、破損等の確認
パラボックス			○ダストキャップがしっかりとしまる
(8JI2NI)			か
			○PINが曲がっていないか

機器名	点 検	項目	点 検 内 容
8 c h	外観チェック	キャノン部分	〇キャノンコネクターが曲がっていな
パラボックス			いか
(8JI2NI)			〇PINが曲がっていないか
	作動チェック		○全回路の確認

## 6 その他

#### 仕様書Ⅰ3

# 駐車場管制装置保守点検業務仕様書

この仕様書は、吹田市立総合運動場(以下「総合運動場という。)の駐車場管制装置保守 点検業務の実施に関して、市と指定管理者が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、 基本的な事項を定める。

#### Ⅰ 駐車場管制装置の機器構成表

駐車場管制装置 PCIO4型

	名 称	仕		様	数量
1	管制盤	壁付型	SPC		- 1
2	ループコイル				2
3	ループコイル検出器				2
4	検出器収納ボックス	壁付型	SPC	防滴	- 1
5	赤外線センサー送光器	埋込型	SPC	防滴	6
6	赤外線センサー受光器	埋込型	SPC	防滴	4
7	赤外線センサー受光器	自立型	SPC	防滴	2
8	出庫注意灯	自立型	SUS	防滴	2
9	回転灯	壁付型	SUS	防滴	2

#### 2 業務概要

- (I) 上記の駐車場管制装置の作動状態並びに機能を最高に維持するため、定期的に保守点検整備を行うものとする。
- (2) 不時の故障が発生し、市から通知を受けたときは直ちに技術員を派遣し、適切な措置を講じるものとする。
- (3)機器及び附属部品の交換または故障修理に要した費用は、本契約に含まれないものとする。

#### 3 仕 様

- (1) 定期点検整備の実施は、保守契約期間中に2回行うものとする。
- (2) 業務に必要な機器類及び消耗雑材は、指定管理者の負担とする。
- (3) 故障発生の際の出張料、技術料等の修理経費は、指定管理者の負担とする。
- (4) 作業終了後、作業時の写真を添付した「定期点検報告書」を作成して認印を受ける。

#### 4 点検整備の概要

- (1) 機器装置の動作確認・調整
- (2) 機器装置の各部分の点検調整
- (3) 機器装置の電気回路等の点検調整
- (4) 機器装置の外観及び内部の清掃

## 5 点検項目及び点検内容

種別	測定又は点検項目	規格又は点検内容
12 33	入力電源電圧	A C 9 0 ~ I I O V
電源・電圧点検	消費電流	A C 5 A
	漏電検査	ACO. IA以下
	センサー電源電圧	DC21.6~26.4V
	外観	破損・錆の有無
	部品の取付状態	ゆるみ・がたの有無
一般検査	配線	整線点検
	ビス・ナット類の状態	ゆるみ・がたの有無
	ヒューズ類	溶断・予備品の有無
	リレー類	接点部の変色の有無
	モニター類	球切れの有無
	赤外線センサーPHI	85%減光でONしないこと
	// PH2	"
	" PH3	"
	// PH4	"
	// PH5	"
	// PH6	"
基本動作テスト	ループコイルLCI	金属物にて確実に検知すること
	" L C 2	"
	出庫注意灯SI	赤外線センサー順方向で動作、逆方向で動
		作しないこと、球切れのないこと
	出庫注意灯 S 2	ループコイル順方向で動作、逆方向で動作
		しないこと、球切れのないこと
	回 転 灯PLI	赤外線センサー順方向で動作、逆方向で動
		作しないこと、球切れのないこと
	" PL2	赤外線センサー順方向で動作、逆方向で動
		作しないこと、球切れのないこと

## 6 その他

#### 仕様書Ⅰ4

# 構内電話交換設備保守点検業務仕様書

この仕様書は、吹田市立総合運動場(以下「総合運動場」という。)の構内電話交換設備保守点検業務の実施に関して、市と指定管理者が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、基本的な事項を定める。

#### I 業務対象物件

日立製 B S - 4 8 D<sup>2</sup> 電子ボタン電話装置一式

(内訳) BS-48D² 電子ボタン電話主装置I台BSD-PFMT08停電用多機能電話機8台BSD-MT08H多機能電話機(表示付)6台BSD-MT08G多機能電話機(表示無)8台

#### 2 業務概要

- (I) 上記業務対象物件の作動状態並びに機能を最高に維持するため、定期的に保守点検整備を行うものとする。
- (2) 不時の故障が発生し、市から通知を受けたときは直ちに技術員を派遣し、適切な措置を講じるものとする。
- (3) 構成部品の劣化等による取替に要する費用は、本契約に含まれないものとする。

#### 3 仕 様

- (1) 保守点検整備の実施は、各年 | 回行うものとする。
- (2) 業務に必要な機器類及び消耗雑材は、指定管理者の負担とする。
- (3) 故障発生の際の出張料、技術料等の修理経費は、指定管理者の負担とする。
- (4) 作業終了後、作業時の写真を添付した「業務完了報告書」を作成して認印を受ける。

#### 4 点検内容

分類	装 置 名	点検内容
	監視警報	警報表示確認
信号電源	整流器	出力電圧確認
	ニッカド電池	定期交換
	加入者回路	内線発着信試験
特性試験	トランク	機能接続試験
	M F T / M L T	機能試験
		電話機試験
	宅内	線路試験
宅内MDF		端子盤
	主配線盤	MDFジャンパー点検
		図面
		電話機配置図
整備	整備	リスト
		運転ファイルの保管

#### 5 その他

#### 仕様書 I 5

# 自動扉保守点検業務仕様書

この仕様書は、吹田市立総合運動場(以下「総合運動場」という。)の自動扉保守点検業務の実施に関して、市と指定管理者が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、基本的な事項を定める。

I 自動ドア装置の機種および台数

SOV I 5 0 K 両引扉 2 台

#### 2 点検概要

- (I) 上記場所の自動扉の開閉状態並びに、機能を常に最高に維持するため、定期的に保守 点検整備を行うものとする。
- (2) 故障等の発生した場合は、速やかに修理等を行うこと。
- (3) 自動扉の構成部品(動力部・制御部・起動スイッチ部・吊部品部・扉廻り部・その他 付属装置部)の点検を、入念且つ綿密に行い部品の摩耗・損傷があれば、これを交換し 調整すること。

#### 3 仕 様

- (1) 保守点検整備業務の実施は3か月に1回(年4回)とする。
- (2) 消耗材(ヒューズ・潤滑油・各種ビス・ナット等)並びに下記部品は、全て指定管理者の負担とする。

ア 動力部

カーボンブラシ・エンジンベルト・クラッチ

イ 制御部

タイマーブレーキ・押し回路リレー・リミットスイッチ・基盤

ウ 吊部品部

Vベルト・チェーン・戸車

エ 扉廻り部

建付け・鍵受け・ガイドレール・振れ止め

オ その他付属装置部

安全ビーム

- (3) 故障発生の際の出張料・技術料等修理経費は、全て指定管理者の負担とする。
- (4) 作業終了後、自動扉点検報告書(作業時の写真を添付)を作成して認印を受ける。

#### 4 その他

#### 仕様書Ⅰ6

# 電動式シャッター保守点検業務仕様書

この仕様書は、吹田市立総合運動場(以下「総合運動場」という。)の電動式シャッター 保守点検業務の実施に関して、市と指定管理者が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、基本的な事項を定める。

#### I 業務対象物件

種類類	台 数	設置場所
煙感連動シャッター(手動巻き上げ)	I	管理棟中BIFホール
電動グリルシャッター	3	管理棟IFホール
電動シャッター	3	管理棟 I F 器具庫
電動グリルシャッター	2	A駐車場BIF
電動グリルシャッター	1	B駐車場BIF
電動グリルシャッター	I	B駐車場B2F
煙感連動シャッター(電動巻き上げ)	2	B駐車場BIF

#### 2 業務概要

- (I) 上記業務対象物件の電動式シャッターの作動状態並びに機能を最高に維持するため、 定期的に保守点検整備を行うものとする。
- (2) 不時の故障が発生し、市から通知を受けたときは直ちに技術員を派遣し、適切な措置を講じるものとする。
- (3)機器及び附属部品の交換または故障修理に要した費用は、本契約に含まれないものとする。

#### 3 仕 様

- (1) 保守点検整備の実施は、6か月に1回(年2回)とする。
- (2) 業務に必要な機器類及び消耗雑材は、指定管理者の負担とする。
- (3) 故障発生の際の出張料、技術料等の修理経費は、指定管理者の負担とする。
- (4) 作業終了後、作業時の写真を添付した「定期点検報告書」を作成して認印を受ける。

#### 4 点検項目及び点検内容

種別		点 検	項	目	点 検 内 容
	ı	点検口の状	†況		Ⅰ│点検口の有無
外					2 開閉に支障がないこと
					3 取付位置は適切であること
	2	降下位置障	害		I シャッターの降下位置に障害となる物品のないこと
					2 シャッターの降下ラインと物品との距離が適切であること
					3 点検上の障害物がないこと
観	3	操作障害			I 押しボタンの取付位置
					2 随時閉鎖装置の取付位置

種別	点 検 項 目	点 検 内 容
	4 開閉機	I 変形・損傷のないこと
		2 油洩れのないこと
		3 錆の発生のないこと
		4 汚れのないこと
		5 有機ガス等による腐食のないこと
		6 作動時に異常音のないこと
		7 モーターに過熱のないこと
		8 固定ボルトに緩みのないこと
		9 取付部の溶接剥がれのないこと
	5 ブレーキ装置	I 中間停止ができること
Lala		2 ソレノイドが正常に働くこと
機	6 手動装置	I チェーン又はハンドルは開閉機にセットされていること。
		2 操作方法が表示されていること
		3 支障なく手動操作ができること
		4 巻上げ操作が軽くできること
	7 スプロケット・ローラチ	I スプロケット相互に芯ずれのないこと
	ェーン	2 スプロケットに変形・破損のないこと
		3 スピルキーの状態
		4 ローラチェーンに摩耗のないこと
		5 ローラチェーンに錆のないこと
		6 ローラチェーンのジョイントの確認
		7 ローラチェーンのたるみの状態
	8 ローブ車・ワイヤローブ  	ロープ車に変形・破損のないこと
		2 ワイヤロープに摩耗・損傷のないこと
能		3 余巻のあること 4 スピルキーの状態
		4 スピルキーの状態 5 ワイヤロープはその先端がロープ車に確実に固定
		5 ワイヤローフはての元端がローフ単に確美に固定 6 されていること
	9 巻取りシャフト・ブラケ	1 シャフトに曲損のないこと
	y h	2 シャフトに片寄りのないこと
		3 カラーは確実に固定されていること
		4 巻取りシャフトとブラケットの取合いに無理のないこと
		5 円滑に回転すること(注油)
		6 アンカーボルトに緩みのないこと
		7 固定ボルトに緩みのないこと
		8 溶接剥がれのないこと

の 赤形 担傷のかいっと	
9 変形・損傷のないこと	
10 スラット 1 損傷・変形のないこと	
2 スラットに片寄り・片下	がりのないこと
3 端金物の曲損のないこと	
4 吊元が確実にシャフトに[	固定されていること
2 座板ビスは確実に締まっ	ていること
	損傷がないこと
2 押し車の摩耗度	
3 押し車の取付位置の取付	状態
4 押し車の回転状態	
13  ガイドレール   1  変形・損傷がないこと	
2 錆のないこと	
3 呑口が十分に開いている	こと
14 制御盤   1 盤・ボックスに損傷のなり	いこと
2 接続端子に緩みのないこ	
3 サーマルリレーの適正容	
4 ナイフスイッチの適正ヒ.	
5 マグネットスイッチの作動	
6 接点の溶着の有無・肌荒; 	れ確認
7 接点スパークの異常	
15 リミットスイッチ   1 リミットチェーンの張り	
2 スプロケットに芯ずれの	
3 マイクロスイッチの作動を	唯 iii
16 押しボタンスイッチ     蓋・施錠の良否	
2 押し具合・接点の確認	\ <u></u>
3 接続端子に緩みのないこ  4 取付環境の確認	Σ
4 取付環境の確認   17 ヒューズ装置   1 機能支障のある変形・損化	作のかいこと
1	
3 ヒューズワイヤ及びヒュー	一ブ東の確認
4 スプリングの確認	ヘキの作品
5 ヒューズメタルの変形・打	    揖傷のないこと
6 作動した場合、確実にブ	
7 告示の基準に適合した位と	•
いること	
18   手動閉鎖装置   1    機能支障のある変形・損化	傷のないこと

種別		点 検 項 目	点 検 内 容
			2 シャッターの閉鎖確認
			3 表示の有無の確認
	19	自動閉鎖装置	I 機能支障のある変形・損傷のないこと
			2 可動部分に錆のないこと
			3 シャッターとの連動部分は確実に接続され十分な開放力を
			有していること
			4 随時閉鎖が確実にできること
	20	遮煙装置(材)の損傷	I ネオプレンゴム
			2 煙返し
	21	降下状況	I 電動又は手動操作により円滑に降下すること
作			2 随時閉鎖装置により円滑に降下すること
			3 ガイドレールに起因する異常音の発生がないこと
			4 降下位置
	22	降下速度	Ⅰ 3.0~7.0 m/min であること
動	23	巻上状況	I 電動又は手動操作により円滑に巻上がること
			2 巻上位置
	24	絶縁抵抗	I 電動機主回路
			2 制御回路
			3 信号回路

# 5 その他

#### 仕様書Ⅰ7

# スイーパー等点検整備業務仕様書

この仕様書は、吹田市立総合運動場(以下「総合運動場」という。)のスイーパー等点検整備業務の実施に関して、市と指定管理者が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、 基本的な事項を定める。

#### 1 業務内容

指定管理者は対象物件に対し、年1回の点検調整を行い、物件の安全かつ良好な状態を保つ。

- (I) 指定管理者は、技術者を派遣し、機器・装置の点検・給油・清掃及び調整を行うものとする。
- (2) 指定管理者は、保守点検の結果、修理を必要とした場合及び市より要請のあった場合は、直ちに技術員を派遣し、適切な処置を講じるものとする。
- (3) 指定管理者は、各点検終了後に、市に作業時の写真を添付した報告書を提出するものとする。
- (4) 業務に要する機材(用具・工具・消耗品等)及び簡易な補修、取替に要する費用については、指定管理者の負担とする。

#### 2 その他

#### 仕様書Ⅰ8

# トレーニング器具保守点検業務仕様書

この仕様書は、吹田市立総合運動場(以下「総合運動場」という。)のトレーニング器 具保守点検業務の実施に関して、市と指定管理者が当該業務を合理的かつ効率的に執行する ため、基本的な事項を定める。

I 対 象 物 件別紙明細書のとおり2 点 検 回 数年3回(4か月単位)

3 業 務 内 容

指定管理者は対象物件に対し、一切の点検調整を行い、物件の安全かつ良好な状態を保つ。

- (I) 指定管理者は、定期的に技術者を派遣し、機器・装置の点検・給油・清掃及び調整を 行うものとする。
- (2) 指定管理者は、保守点検の結果、修理を必要とした場合及び市より要請のあった場合は、直ちに技術員を派遣し、適切な処置を講じるものとする。
- (3) 指定管理者は、各点検終了後に、市に作業時の写真を添付した報告書を提出するものとする。
- (4) 業務に要する機材(用具・工具・消耗品等)及び簡易な補修、取替に要する費用については、指定管理者の負担とする。ただし、機器の消耗部品は市の負担とする。

#### 4 その他

この仕様書に定めのないことについては、市と指定管理者が協議のうえ定めるものとする。

#### 保守点検対象物件明細書

Νο	器具名	台 数
I	リード社 筋カトレーニングマシン	2
2	テクノジム 筋カトレーニングマシン	I 5
3	ライフフィットネス ステップクライム	2
4	ライフフィットネス コードレスバイク	3
5	ライフフィットネス リカンベント	2
6	ライフフィットネス トレッドミル	2
7	セノー ラボード	I
8	平岩製作所 バレルローラー	I
9	マルタカ フィットネスローラー	I
10	スタファーイースト スタファー	I
1.1	INSHAPE 筋肉トレーニングマシン	4
I 3	上坂 ダンベル	各種
I 4	セノー ダンベル	各 種
I 5	My wellness ラットプルダウン	I
16	Hammer Strength レッグプレス	I

# 仕様書Ⅰ9

# 受水槽清掃業務仕様書

この仕様書は、吹田市立総合運動場の受水槽清掃業務の実施に関して、市と指定管理者が 当該業務を合理的かつ効率的に執w行するため、基本的な事項を定める。

# Ⅰ 受水槽の清掃等業務

容	量	清		掃	水	質	検	查
					浧	買	厚	<b>∧</b> #
					É	色	厚	Ŧ
7. 5	t	年!	回			残留	塩素	
					身	Į	复	ī
						15	ŧ	
					浧	蜀	厚	Ŧ
					É	色	度	Ŧ
13.0	†	年!	回			残留	塩素	
					身	į	気	ī
						9	ŧ	

\*水質検査については清掃業務後実施する。

清掃作業の際に、作業前、作業中、作業後の各写真を撮影し、これを添付した報告書を提出 する。

- 2 指定検査機関による定期検査に伴う上記業務の記録作成し、保健所への届出および市へ報告書を提出する。また、必要に応じて立ち会うこと。
- 3 その他

# 仕様書20

# フロン排出抑制法に基づく簡易漏えい点検業務仕様書

この仕様書は、吹田市立総合運動場(以下「総合運動場」という。)のフロン排出抑制法 に基づく簡易漏えい点検業務の実施に関して、市と指定管理者が当該業務を合理的かつ効率 的に執行するため、基本的な事項を定める。

# I 点検対象

業務用パッケージエアコン、ビル用マルチエアコン、店舗用パッケージエアコン、スポットエアコン ウォータークーラー、業務用冷蔵機器、業務用冷凍機器等、全ての法定点検対象機器

#### 2 点検項目

室外機の異常振動・異常運転音の状況 室外機及び周辺の油のにじみ確認 室外機のキズの有無 室内機の熱交換機の霜付きの有無 一体型の場合 熱交換器の霜付、油のにじみの有無、その他法定点検項目

# 3 点検回数

年4回

# 4 その他

機器毎の点検・修理やフロン類の充填・回収等の機器整備に関する履歴の記録・保存の実施

# 仕様書2 I

# 廃棄物処理業務仕様書

この仕様書は、吹田市立総合運動場(以下「総合運動場」という。)から排出されるの廃 棄物処理業務の実施に関して、市と指定管理者が当該業務を適正かつ効率的に執行するため、 基本的な事項を定める。

対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物、資源化物の処分方法は次のとおりとする。

種類	処理方法
一般廃棄物	資源循環エネルギーセンターへ自己搬入するか、一般廃棄物処理業の許可を有す
	る業者へ処理委託すること。
産業廃棄物	産業廃棄物処理の許可を有する業者へ処理委託すること。
資源化物	再資源化に努めること。

- 2 ごみの収集場所及びその周囲の清潔保持に努めること。
- 3 ごみの処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第三条に基づき、適正に処理すること。

#### 仕様書22

# 建築物・建築設備定期点検業務仕様書

#### 1 定期点検業務

【定期点検ほか業務の対象施設・業務内容一覧(年度別)】に従い定期点検業務の一式を行う。

#### (1) 点検業務内容

# ア 建築点検

建築基準法第 | 2条第2項に基づく建築物等(※)の点検

《国土交通省告示第282号に定める検査項目、事項、方法による点検》

下記の設備点検に含まれない防火戸、防火設備等の点検を含む。

(※)…建築物の敷地、及び構造(建物外部、建物内部等)の全てとする。

# イ 設備点検

建築基準法第 | 2条第 4 項に基づく特定建築設備等の点検 《国土交通省告示第 2 8 5 号に定める検査項目、事項、方法による点検》

#### ウ 施設点検

本市所定の施設点検シートに基づく点検(1次点検、2次点検)

#### (2) 点検者の資格

ア 点検者は当該点検業務に必要な次のいずれかの資格を有するものとする。

- (ア) 一級建築士 (全ての点検業務が可)
- (イ) 二級建築士 (全ての点検業務が可)
- (ウ) 特殊建築物等調査資格者 (建築物の敷地及び構造の点検に必要)
- (エ)建築設備検査資格者 (昇降機以外の建築設備の点検に必要)
- イ 点検の実施に先立ち次の事項について書面をもって文化スポーツ推進室に通知すること。
- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ)経歴
- (エ) 点検に関する資格を証明するもの

#### (3) 点検方法等

点検方法は下記の各基準書等に示す内容とする。

### ア 建築物

特殊建築物等定期点検業務基準 (公共建築物)

監修 国土交通省住宅局建築指導課

発行財団法人 日本建築防災協会

# イ 建築設備

建築設備定期検査業務基準書

監修 国土交通省住宅局建築指導課

発行財団法人 日本建築設備・昇降機センター

# ウ 施設点検

本市所定の施設点検シートに基づく点検(1次点検、2次点検)

#### (4) 点検結果の報告

点検結果の報告は別紙による【提出書類等一覧】に示すものを作成して報告を行うこと。また、直ちに対応が必要なものは本市担当者にその都度、口頭、及び書面にて申し出て速やかに報告を行うものとする。

#### 2 業務に関する一般事項

- (I) 点検者は、点検計画の作成にあたり、施設内容、前回報告等を充分把握した上で点検計画を作成し本 市担当者と協議の上、施設利用者・職員等の安全に充分配慮し、施設利用に影響を及ぼさぬ様配慮す ること。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等は設備機器に付属して配置されているものを除き、点検者にて負担する。その費用が不明確なもの、特殊なもの等については、協議の上決定とする。
- (3) 既存設備、または他の物品等に損害を及ぼさぬ様配慮し、万一損害を与えた場合は直ちに施設管理者に報告し、その指示に従って修復等を行うこと。
- (4) 適用関係法令を遵守した上で、業務の円滑な遂行を図ること。
- (5) 本書に定めのない事項については本市担当者と協議し、その指示に従うこと。なお、その際は必要に応じ、議事録を作成し関係者が共有すること。
- (6) 本業務中に知り得た事項及び関連資料類は当該関係者以外へ遺漏してはならない。
- (7) 著作権、特許権その他の第三者の権利対象を使用する点検に際してはその費用負担、使用受諾交渉 の一切を点検者において行うこととする。
- (8) 下記の事項については本市担当者と協議の上行うこと。
  - ア 図面照合
  - イ 建物履歴調査
  - ウ 現地現況調査
- (9) 点検結果及び改善対策については、本市担当者に充分な説明を行うこと。
- (10) その他疑義が生じた場合は、速やかに本市担当者と協議し、対応すること。

# 【提出書類等一覧】

# [1]建築物点検

# (1) 敷地・建築物の点検

建築基準法第 | 2条第 2項に基づく建築点検の結果につき、国土交通省告示第 2 8 2号別記に定める調査結果表、記録図、記録写真等を以下に示す内容にて作成・構成して提出すること。

	作成書類等	作成要領	作成形式	成身	果物	備考		
ı	建築物定期点検報告書表紙	指定書式に入力	Excel データ	紙出力 書類	電子 データ			
2	建築物定期点検報告概要書	"	"	//	"			
3	建築物定期点検結果書	"	"	//	"			
4	建築物定期点検票	"	"	//	"			
5	調査結果表、調査結果表 (既存不適格)	"	"	//	//			
4	建築物定期点検記録図 (配置図、平面図、他)	<i>"</i> **	CAD データ	//	"	JWW、 PDF		
	6 ※所定の点検用図面(CAD データ)に点検結果(指摘内容等)を引出線方式にて写真番号と共に朱記すること。							
7	点検記録写真	指定書式に入力	Excel データ	//	//			
'	写真番号を付し、点検記録図中に撮影個所がわかるように構成すること。							

# (2) 改善計画

建築基準法第 | 2条第5項に基づく報告を建築点検の結果につき、以下に示す内容にて作成・構成して提出すること。

	作成書類等	作成要領	作成形式	成果物		備考	
ı		指定書式に入力	Excel データ	紙出力	電子		
				書類	データ		
2	改善計画報告書	//	//	//	"		
3	棟別要改善事項一覧表	"	//	//	"		
	改善計画図	//	CAD データ	//	//	JWW,	
4	(配置図、平面図、他)	*	CAD 7 - 9	"	//	PDF	
4	※所定の点検用図面(CAD データ	7)に指摘事項・改善	計画内容を引出線	方式にて写	真番号と共	に明記す	
	ること。						
5	要改善指摘写真	指定書式に入力	Excel データ	//	"		
)	写真番号を付し、点検記録写真に改善方法を加筆したものを作成すること。						

# [2]建築設備点検

建築基準法第 | 2条第4項に基づく点検の結果につき、国土交通省告示第285号別記及び別表に 定める調査結果表、記録図、記録写真等を以下に示す内容にて作成・構成して提出すること。

# (1)建築設備

# (2) 防火設備(特定防火設備)

	作成書類等	作成要領	作成形式	成身	果物	備考			
ı	建築設備定期点検報告書表紙	指定書式に入力	Excel データ	紙出力 書類	電子 データ				
2	建築設備定期点検報告概要書	//	//	//	"				
3	建築設備定期点検結果書	"	"	//	"				
L)	人下は建築設備の内容、棟ごとに作	成し、構成すること							
挡	<b>桑気設備、排煙設備、非常照明設備</b>	、給排水設備の内、付	帯する設備につい	\て点検し作	成すること				
4	調査結果表、評価表	"	"	//	"				
5	測定記録表等 (容量算定も併せて作成)	"	"	"	"	別紙に 特記す ものは 省略			
6	指摘内容一覧表 (原因や改善方法も記入)	"	"	"	"				
7	点検記録図 (配置図、平面図、系統図等)	<i>"</i> **	CAD データ	"	//	JWW、 PDF			
'	/ ※所定の点検用図面(CAD データ)に点検結果(指摘内容等)を引出線方式にて写真番号と共に朱記すること。								
8	点検記録写真	指定書式に入力	Excel データ	//	"				
0	写真番号を付し、点検記録図中に	撮影個所がわかるよ	うに構成すること	- 0					

概ね上表に示す書式に準じて書式を構成し、付帯する防火設備の種類ごとに、全ての設備に附番してその状況を報告すること。

(3)上記の何れも法令や規則等の改正に伴い必要となるものは、その都度協議の上、対応することとする。

# [3]施設点検

施設管理計画に資するため本市所定書式にて以下に示す資料作成を行ない提出すること。

	作成書類等	作成要領	作成形式	成果物		備考
	二次点検シート	指定書式に入力	Excel データ	紙出力 書類	電子 データ	
1	[1][2]と同程度の図面、各種記録表類	"	同上、及び CAD データ	"	"	
	及び記録写真	"	Excel データ	"	"	

#### [4] その他本市担当者が指示するもの

・特に速やかな対応が必要な件等はその都度、書面にて報告のこと。

以上の内容を、紙出力書類は各施設ごとに一つのファイル(A4 判)に収納し、表題等を附して2部ずつ 作成し提出のこと。

図面は A3 判用紙に出力して A4 サイズに製本折りとすること。

電子データは CD 等の汎用 ROM メディアとし、表題(年度、業務名)を附して全施設分を収納したものを 2 部作成し提出のこと。

# 【定期点検ほか業務の対象施設・業務内容一覧(年度別)】

	建築		外 壁				
年度	建築物点検の対象	機械換気	機械排煙	非常照明	給排水	特定防火設備	外壁調査の対象
令和 8 年度(2026 年度)		Δ		Δ	Δ	0	
令和 9 年度(2027 年度)	0	0		0	0	0	
令和 10 年度(2028 年度)		Δ		Δ	Δ	0	
令和 11 年度(2029 年度)		Δ		Δ	Δ	0	
令和 12 年度(2030 年度)	0	0		0	0	0	

<sup>△……</sup>法施行規則第6条の二第 | 項ただし書きにより告示第 286 号第一に定めるものを省く範囲 のものとする。

設備点検共通事項……他の法令等により点検内容が重複する部分はその点検に立会し、記録・報告 書類を確認する業務とする。

施設点検対象施設……建築物点検対象施設に同じ。

# 仕様書 23

# 陸上競技用電子機器保守点検業務仕様書

この仕様書は、吹田市立総合運動場の陸上競技用電子機器保守点検業務の実施に関して、 市と指定管理者が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、基本的な事項を定めるもの です。

### 1 業務名

吹田市立総合運動場陸上競技用電子機器保守点検業務

### 2 業務場所

吹田市立総合運動場(吹田市竹谷町 37-1)

#### 3 業務内容

吹田市立総合運動場陸上競技用電子機器保守点検業務

### 4 点検内容

名称	摘要・寸法	数量・単位	備考
電子機器 点検作業			
吹田市営陸上競技場:電子機器			
写真判定装置 NMF1000V	MAGT1000V	1 式	簡易配線チェック含む
電子音スタート発信装置	MAGT450	1 式	ワイヤレスメガホン IO 台
			ワイヤレスマイク 3個
			メインピストル 2丁含む
トリプルシグナルピストル	MAGT477	2丁	NMS477
ピストル信号出力ケーブル	MAGTPC	2 本	
スタート信号ケーブルA	MAGT152	一式	50m×4 台
ブレスト	MAGTBR	3 式	
タイミング配線	MAGTHH	式	タイミングシステム関連のみ
			(ピストル、ブレスト)
電子機器点検			
超音波風速計 点検	MAOH200	2 式	NMS200

# 5 点検回数

|年に|回点検を行うこと。

#### 6 その他